

議案第5号

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例の一部を改正する条例案

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例（昭和42年大阪市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の計算方法の例により計算した額

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

令和2年2月7日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

給料を支給される非常勤の職員の補償基礎額を定めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。

(参照)

(太字は改正)

大阪市非常勤職員公務災害等補償条例 (抄)

(補償基礎額)

第4条 この条例で「補償基礎額」とは、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

(1)～(4) 省 略

(5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の計算方法の例により計算した額